

**松阪市特定地域生活排水処理事業経営戦略
(令和2年度～令和11年度)**

令和2年12月

松阪市環境生活部 飯南・飯高環境事務所

松阪市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三重県 松阪市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 2 年 12 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (供用開始後24年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 (令和5年度法適用予定)
処理区域内人口密度	0.394 (8,381人/21,226ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	市町村設置型浄化槽 2区数(飯南、飯高管内) ・平成8年度～飯南 ・平成10年度～飯高		
処 理 場 数	松阪市管理浄化槽 2,295基(5人～50人槽)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭料金 5人槽4,400円(税込) ※5人槽以降、下記のとおり550円を加算。 5人槽 4,400円 7人槽 5,500円 10人槽 6,600円 6人槽 4,950円 8人槽 6,050円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料と同じであるが、11人槽以上は下記のとおり。 11人～15人槽 11,000円 21人～25人槽 16,500円 31人～40人槽 24,200円 16人～20人槽 14,300円 26人～30人槽 19,800円 41人～50人槽 28,600円				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	特になし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	4,320 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	4,320 円
	平成30年度	4,320 円		平成30年度	4,320 円
	令和元年度	4,400 円		令和元年度	4,400 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名(管理業務に事務職員1名、設置業務に技術職員1名)
事業運営組織	平成17年1月の市町村合併に伴い、平成18年度から飯南地域振興局地域整備課で事業運営を行っていましたが、平成26年度から組織体制の再編により、環境生活部飯南・飯高環境事務所で運営を行っています。当事業は下水道事業として、令和5年4月からの企業会計移行に取り組んでおり、組織に関しても令和3年度から上下水道部に所管統合する計画であります。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽清掃(年1回)、浄化槽保守点検(年3~4回)、浄化槽管理システムを民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	浄化槽については、申請のあった個人の土地に「土地使用承諾書」を受理したうえで設置しているため該当しません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添経営比較分析表による(H30)

2. 経営の基本方針

生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「松阪市生活排水処理基本計画」(平成28年3月)に基づき事業を実施します。
飯南・飯高管内は地形的な条件により、公共下水道及び集合処理等の施設整備と比較し財政的に有利であることから、特定地域として「松阪市浄化槽市町村整備促進事業」を推進し、合併処理浄化槽の普及・整備に努めます。また、設置数の増加に伴い、各施設の適正な維持管理に取り組みます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

市町村設置型浄化槽の新規設置については、循環型社会形成交付金等を活用し整備を進めています。
過去3年の平均実績が年度当たり30基であるため、令和2年度から令和11年度までの10年間で300基の設置を計画しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ① 使用料収入の見通しに関する事項
使用料については、年間30基の新規設置による増加及び、将来の人口減少に応じて算定しています。
- ② 国庫補助金に関する事項
浄化槽設置工事にかかる交付金を計上しています。
- ③ 企業債に関する事項
浄化槽設置工事にかかる過疎対策事業債、下水道事業債を計上しています。
- ④ 一般会計繰入金に関する事項
主に人件費、償還金等を繰入金として計上しています。
- ⑤ 分担金に関する事項
設置基数に応じた分担金を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ① 職員給与費に関する事項
現状の職員2名で最低限の昇給を見込んでいます。
- ② 動力費に関する事項
電気料金、水道料金は使用者負担としているため、計上していません。
- ③ 薬品費に関する事項
過去3か年の平均を計上しています。
- ④ 修繕費に関する事項
過去3か年の平均を計上しています。
- ⑤ 委託費に関する事項
清掃、保守点検、浄化槽管理システムを計上しています。
- ⑥ その他
法定検査等を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特定地域生活排水処理事業区域であるため広域化、共同化の計画はありません。
投資の平準化に関する事項	年間設置20~30基の計画で進めていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中におけるPPP/PFI等の活用の予定はありませんが、社会情勢等を注視しながら必要に応じて検討します。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	年々、設置基数が増加しており、使用料収入についても増加しておりますが、維持管理経費についても増加しています。修繕に係る経費は、他の排水処理施設と比較し低額ではありますが、将来の人口減少等も考慮し、公共下水道事業や農業集落排水事業との料金バランスや浄化槽事業の収支などの経営状況に注視し、料金改正等も検討しながら健全な経営に努めてまいります。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	計画期間中における活用の予定はありませんが、社会情勢等を注視しながら必要に応じて検討します。
職員給与費に関する事項	小規模事業者であるため職員の異動はありますが、同額を見込んでいます。
動力費に関する事項	浄化槽のプロア運転の電気料金、保守点検・清掃作業時に要する水道料金は使用者の負担としているため動力費は計上していません。
薬品費に関する事項	薬品の購入は入札による単価契約をしています。
修繕費に関する事項	突発的な故障を除き、日常保守点検の中で修繕を行っていきます。
委託費に関する事項	浄化槽法により定められた清掃・保守点検・法定検査の受検について実施し、浄化槽の適切な維持管理に努めます。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行うとともに、公営企業会計を適用したタイミングで適用後の会計に基づき経営戦略の見直しを行います。
---------------------	-------------------------------------------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H30	R1	R2								
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	181,782	181,924	183,357	185,435	189,720	190,616	194,472	194,593	198,866	200,044	200,343	200,349
	(1)	営 業 収 益 (B)	123,088	126,310	129,121	132,577	134,883	137,189	139,495	141,801	144,107	146,413	148,719	148,719
		ア 料 金 収 入	123,088	126,310	129,121	132,577	134,883	137,189	139,495	141,801	144,107	146,413	148,719	148,719
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
	(2)	営 業 外 収 益	58,694	55,614	54,236	52,858	54,837	53,427	54,977	52,792	54,759	53,631	51,624	51,630
		ア 他 会 計 繰 入 金	55,616	52,609	51,304	49,997	52,048	50,710	52,332	50,219	52,258	51,202	49,267	49,345
		イ そ の 他	3,078	3,005	2,932	2,861	2,789	2,717	2,645	2,573	2,501	2,429	2,357	2,285
	2	総 費 用 (D)	142,027	147,168	154,018	158,814	160,666	162,508	164,358	166,211	168,067	169,917	171,718	174,130
	(1)	営 業 費 用	132,763	138,540	145,962	151,183	153,513	155,842	158,172	160,502	162,832	165,161	167,490	169,821
		ア 職 員 給 与 費												
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	132,763	138,540	145,962	151,183	153,513	155,842	158,172	160,502	162,832	165,161	167,490	169,821
	(2)	営 業 外 費 用	9,264	8,628	8,056	7,631	7,153	6,666	6,186	5,709	5,235	4,756	4,228	4,309
	ア 支 払 利 息	9,264	8,628	8,056	7,631	7,153	6,666	6,186	5,709	5,235	4,756	4,228	4,309	
	うち 一 時 借 入 金 利 息			85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	
	イ そ の 他													
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	39,755	34,756	29,339	26,621	29,054	28,108	30,114	28,382	30,799	30,127	28,625	26,219	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	69,072	72,331	84,359	72,756	72,892	74,489	73,163	73,301	73,438	73,888	74,361	74,355
	(1)	地 方 債 債	24,300	25,600	27,700	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800	25,800
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金	18,633	17,215	29,829	18,981	18,655	20,048	18,522	18,768	18,455	18,699	19,077	18,999
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	19,662	22,011	21,569	22,809	22,881	22,953	23,025	23,097	23,169	23,241	23,313	23,385
	(6)	工 事 負 担 金	1,126	2,515	344	344	344	344	344	344	344	344	344	344
	(7)	そ の 他	5,351	4,990	4,917	4,822	5,212	5,344	5,472	5,292	5,670	5,804	5,827	5,827
	2	資 本 的 支 出 (G)	102,167	103,494	103,850	102,233	104,846	104,081	106,268	104,718	107,317	106,828	105,509	105,595
	(1)	建 設 改 良 費	55,815	59,513	60,602	59,867	59,951	60,037	60,122	60,208	60,294	60,382	60,470	60,559
		うち 職 員 給 与 費	17,079	17,701	18,003	17,288	17,372	17,458	17,543	17,629	17,715	17,803	17,891	17,980
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	46,352	43,981	43,248	42,366	44,895	44,044	46,146	44,510	47,023	46,446	45,039	45,036
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 33,095	△ 31,163	△ 19,491	△ 29,477	△ 31,954	△ 29,592	△ 33,105	△ 31,417	△ 33,879	△ 32,940	△ 31,148	△ 31,240	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	H30	R1	R2									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	6,660	3,593	9,848	△ 2,856	△ 2,900	△ 1,484	△ 2,991	△ 3,035	△ 3,080	△ 2,813	△ 2,523	△ 5,021
積 立 金	(K)	4,362	4,403	5,717	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170
前年度からの繰越金	(L)	5,162	7,459	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	7,460	6,649	4,132	△ 8,025	△ 8,069	△ 6,653	△ 8,160	△ 8,204	△ 8,249	△ 7,982	△ 7,692	△ 10,190
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	7,460	6,649	4,132									
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$												
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	123,088	126,310	129,121	132,577	134,883	137,189	139,495	141,801	144,107	146,413	148,719	148,719
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	619,722	601,340	627,673	610,907	591,733	572,002	551,701	533,073	511,976	491,501	472,481	455,866

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	H30	R1	R2									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度									
収益的収支分		55,616	52,609	51,304	49,997	52,048	50,710	52,332	50,219	52,258	51,202	49,267	49,345
うち基準内繰入金		55,616	52,609	51,304	49,997	52,048	50,710	52,332	50,219	52,258	51,202	49,267	49,345
うち基準外繰入金													
資本的収支分		18,633	17,215	29,829	18,981	18,655	20,048	18,522	18,768	18,455	18,699	19,077	18,999
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		18,633	17,215	29,829	18,981	18,655	20,048	18,522	18,768	18,455	18,699	19,077	18,999
合 計		74,249	69,824	81,133	68,978	70,703	70,758	70,854	68,987	70,713	69,901	68,344	68,344

経営比較分析表（平成30年度決算）

三重県 松阪市

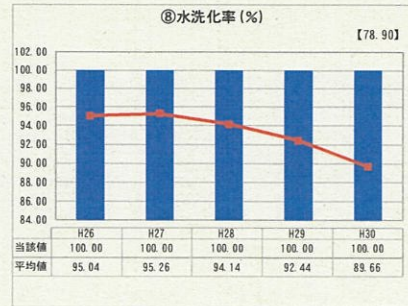
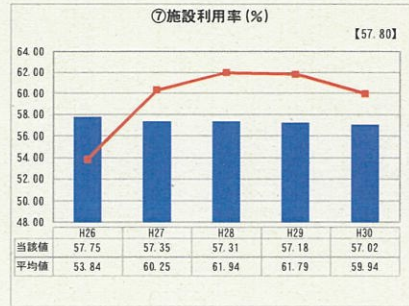
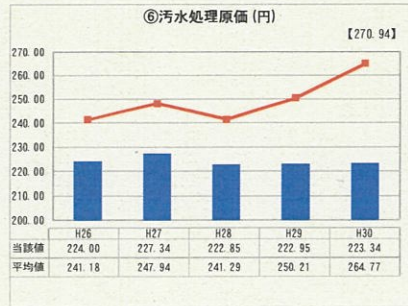
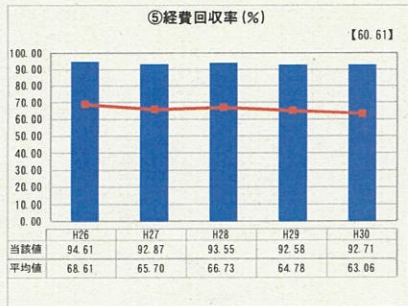
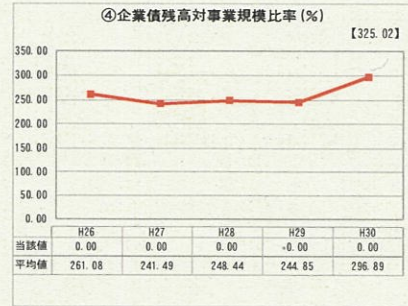
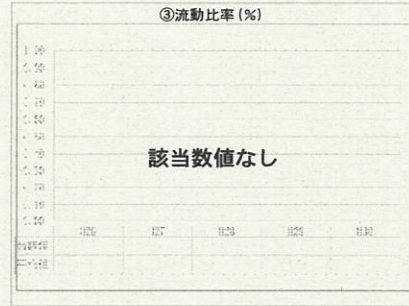
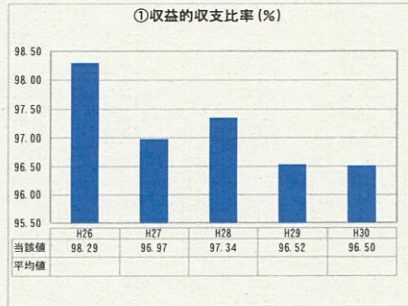
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	4.96	100.00	4,320

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
164,568	623.58	263.91
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
8,143	206.72	39.39

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
市が管理する浄化槽が古くなっていくことにより修繕費が年々増加してきているため、使用料収入のみでは維持管理費や償還金の支払いが行えない状況にある。不足分については、一般会計からの繰入金で賄っている状況であり収支比率は96.5%となった。維持管理費の見直しを行い、不足分については、使用料の段階的な値上げ等により財源確保を行わなければ経営改善につながらない。

④企業債残高対事業規模比率
現在、比率が0%となっているが、これは、償還金を県補助金、基金繰入金及び一般会計からの繰入金で賄っているためである。使用料の料金体制を見直して増収を図り、一般会計からの繰入金の比率を減少させていくことが必要である。

⑤経費回収率
類似団体と比較すると高い状況ではあるが、今後とも、経営改善を図っていく必要があると考えられる。

⑥汚水処理原価
類似団体と比較すると低くなっている。新設の浄化槽の早期接続を促したことが原価の低下につながっていると思われる。

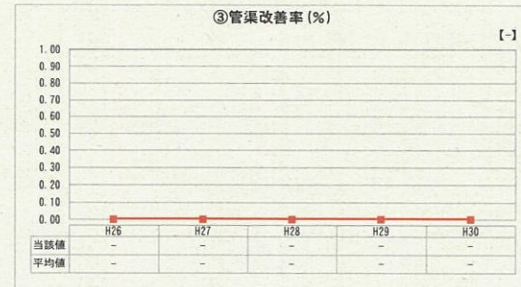
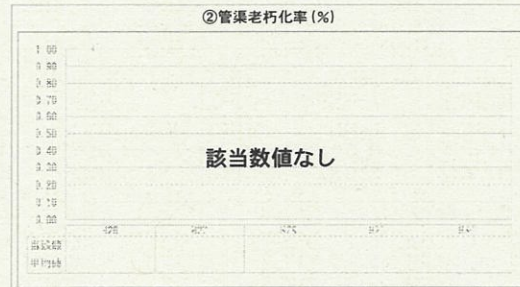
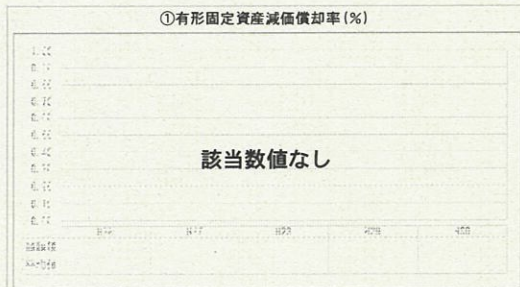
⑦施設利用率
類似団体と比較すると低くなっている。過疎化の進行によって、休止が増加したことにより利用率が低くなったと思われる。

⑧水洗化率
100%で、類似団体と比較すると高くなっている。

2. 老朽化の状況について

飯南管内では平成8年度、飯高管内では平成10年度より市が設置事業を行っている。また、それ以前のものについても、個人から移管を受けて市が管理をしている浄化槽もある。設置から25年以上が経過している浄化槽もあり、本体の更新も考えていかなければならない浄化槽も少しずつ増えてくると考えられる。

2. 老朽化の状況



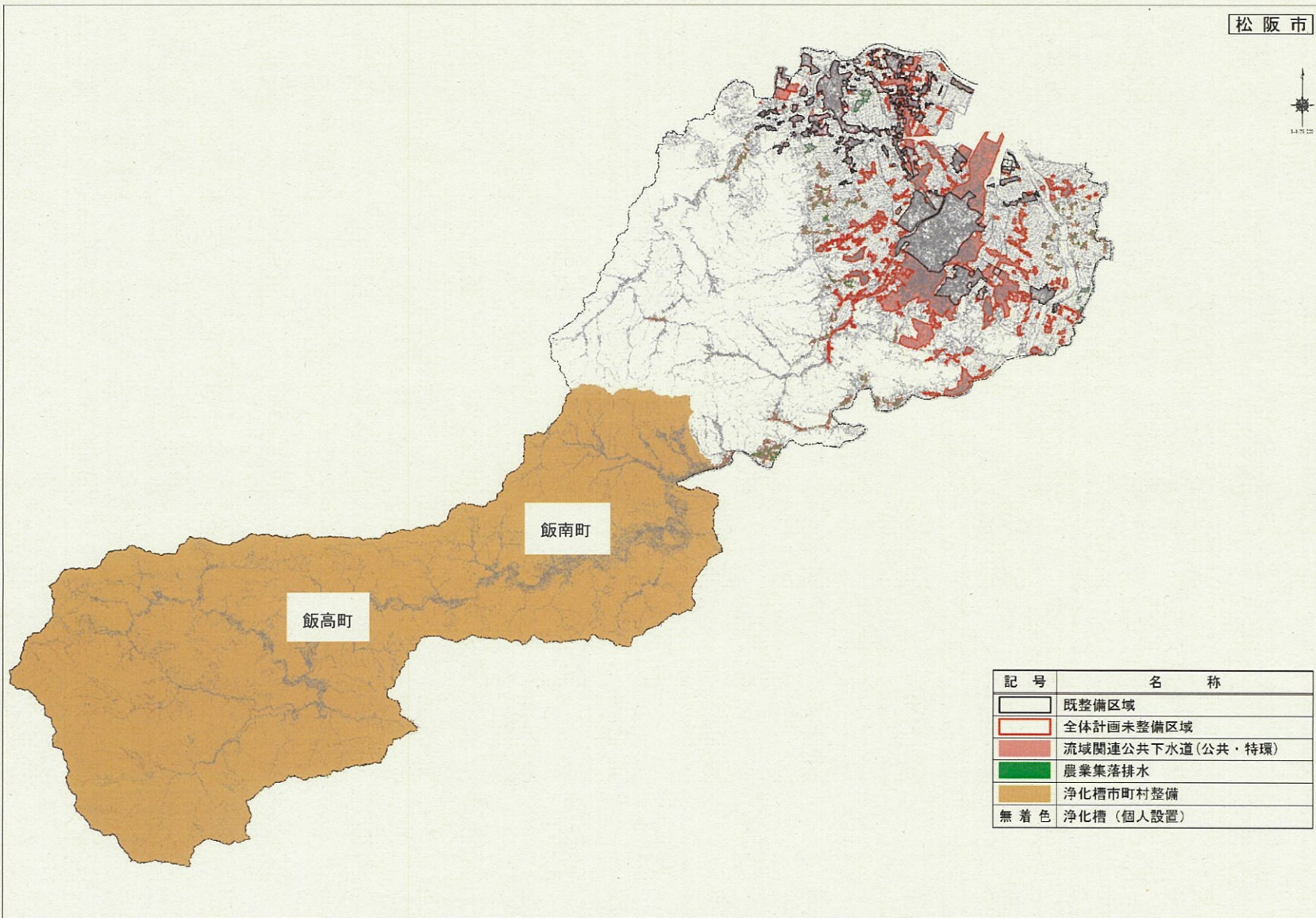
全体総括

飯南・飯高管内は高齢化率が高く、過疎化が進んでいることから、新たな浄化槽の設置が年々減少傾向にある。また、浄化槽の老朽化に伴い、修繕費の増加も見込まれるため、今後、設置事業や維持管理の運営方法の見直しを検討する必要がある。

このため、平成30年度から2年間にわたり、「市整備型浄化槽事業の今後のあり方検討委員会」を開催した。地域住民からの意見や河川への環境面を考え、必要な制度の見直しを図ったうえで、市整備型事業を継続していく方向となった。今後は持続可能な継続をしていくため、設置事業や維持管理経費の見直し、使用料の見直し等を検討していく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

松阪市



記号	名称
□	既整備区域
□	全体計画未整備区域
■	流域関連公共下水道(公共・特環)
■	農業集落排水
■	浄化槽市町村整備
無着色	浄化槽(個人設置)

浄化槽整備区域図(市町村設置型 ■)